第３回交渉会　会議録

日　　時　平成２８年１２月２６日（月）　　　１０：３０～１２：４５

場　　所　みそら自治会集会所ホール

出 席 者（みそら）青柳自治会会長、山口副会長、石丸副会長、日和事務局長、羽生事務局次長、大塚財政局次長、狩野総務部長、森田対市交渉委員、辻対市交渉委員、小川対市交渉委員

（市）　佐渡市長、武富副市長、本田環境経済部部長、宇田環境経済部次長、荒木廃棄物対策課長、小出クリーンセンター長、花島室長、丸山主幹、新木副主査、池田主事、西崎主事

○みそら（会長挨拶）

おはようございます。きょうは、年末のお忙しいところ、交渉に応じていただきまして、どうもありがとうございます。傍聴の方々等もお忙しいところありがとうございます。

私どもは、現在も操業協定のない違約的操業延長を一日も早く解消するために新協定を結ばなくてはいけないと、そう考えておりまして、それに近づくために交渉に臨んでいるわけでございます。これまでの交渉を顧みますに私どもの主張というのは言葉こそ非常に激しいものでありましたけれど、内容は非常に良識に基づいたものでございます。時間の関係で一例だけ申し上げますけれども、確認書が切れた、期限が切れた時点で即操業協定停止ということの主張もあり得たわけです。しかしながら、私どもは、それはいたしませんでした。市長も、それを言われなくてよかったということを言っておられました。もちろん市民のための公共の福祉を考えての部分でございます。私の考え方からしますと、これは正義に基づいた決断であったと思っております。それで、５年間の猶予ということであったわけですが、市は８年かかった。四街道市の特殊な事情からどうしてもそうなるんだということでございました。それが、交渉の過程で６年半に縮小されたわけですが、このこと自体評価すべきことなんですけれども、その後ですね、外的要因という新しい概念を発明されましてですね、これは翻訳しますと、つまるところ何年かかるかわからないということになります。これではせっかく市としても努力して歩み寄ったわけでございましょうが、それを骨抜きにするようなそういうものであると私どもは考えておりまして、これは受け入れられないと考えているわけです。つまり両者の間に意見の乖離があってとおっしゃるわけですが、その乖離というのは市がつくり出しているものだというのが私の見解でございます。そういうことで、私どもは６年半というのを、この期限に関する限り認めようかと思っていたところでございますけれども、そういうような残念な状況にあります。

孔子の有名な言葉に「徳を以て徳に報いん。直を以て怨みに報いる」というのがございます。ちょっとオーバーになるかもしれませんけど、我々のこれまでの態度というのは徳に基づいていると思っております。市長も徳を以て徳に報いていただきたいと思うわけでございます。

○みそら

市長のほうから、ご挨拶をお願いしたいと思います。

○市（市長挨拶）

皆さん、おはようございます。本年度第３回目となります交渉会議、年末こういった席を設けていただきましてありがとうございます。日ごろ皆様方には市民福祉の立場から四街道市のごみ処理行政、ご理解を賜っておりますので、心から御礼を申し上げます。

この平成28年四街道市のほうでは一般廃棄物処理基本計画、これが策定が終わりまして、今現在一

般廃棄物処理施設の基本構想のパブリックコメント、これが行われました。そして、また来年１月には吉岡区に建設する次期ごみ処理施設、この施設におきます公害防止基準等の協定を結んでいただけるように、来年１月には吉岡区のほうで総会が開催されると、このようにそういったかたちで28年度進めておるところでございます。６年６カ月という工程、その工程に沿って進めるべく市のほうは最大限の努力を進めておるところでございます。

先ほど会長のほうから、現在は違法操業状態だというようなお話ございましたが、私どものほうといたしましては、協議書、協定書、そして確認書がまだ継続しているというふうな考え方でおるというふうにこれまでもお答えしたところでございましたけれども、その違法操業ということで、具体的にはどういった法律に基づいたどういう違法操業なんだというようなお話もこれから今日の交渉会では出てくると思いますので、私どもといたしましては、これからも法律には法律基づいて交渉を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○みそら

それでは、質問というかちょっとお聞きしたいことが何点かあるので、それをお答え願いたいと思います。

今回この交渉会を申し入れたのは11月です。しかし、12月議会があるということでなかなか開催されないと。議会中いつでも結構ですよ。議会の前に本来はやってほしいと言ってあったんですけども、議会の途中でも結構ですと。本会議はそんなに日程的には詰まっているわけじゃないので、その前後はあいているわけで、土日もあいていると。だから、もっと早くできたんじゃないかと思うんですけども、その申し入れは部長を通じて何回かしているんですけど、なかなか開催されないと。それで、ようやく年末の26日になったと。これは、どうしたんですか。いつもそういうところが最近感じるところなんですけども。結局３月からまた無理じゃないですかね、４月。これは、どうしたんですか。ちょっとそこをお答え願いたいんですけども。

○市

今回11月に交渉会、今年度第３回ということで申し込みがされております。11月28日で文書をいただいておるんですが、もう即12月議会が始まるんですが、本会議の中で一般質問につきまして、回答につきましても詰めをしなければいけません。一般質問につきましては、皆様方も今回東京都の小池知事と自民党の代表質問の関係で小池知事の答弁、あれがテレビに出ていましたけども、四街道市の一般質問、一応質問項目は挙げていただいて、また原稿いただいて、それに基づいて答弁書くんですが、質問項目だけのものにつきましては、やはりに議員さんに中身をいろいろ協議をして、その質問の趣旨に合った答弁をする。そういった準備期間がありまして、本会議のときだけではなくて、一般質問までに至るまでは答弁書の中身を詰めるという作業がずっとございまして、その関係で今回交渉会が、議会中には開けなかったと、こういう事情があります。また、27年の一番最初の交渉会開催するにあたりまして、みそら自治会さんのほうからも議会との日程については配慮するよというような、そういうことでスタートしておりますので、今回も12月議会とご配慮いただきましたので、それにつきましては大変ありがとうございます。

以上です。

○みそら

申し入れたのはもっと早いんですけど。文書を出したのは近くになった。そういったことで、我々としてはもっと積極的にやってもらいたいと、そういう気持ちでやっています。

それから、先ほど操業協定が無い状態ででやっていますということで、市長のほうから協議書、協定書、確認書がいきていますとこれは言っていました、市長がね。ただ、操業協定をなぜ結ばないかというと、今まで協議書、協定書、それから確認書、これを結ぶときは期限が迫てたたわけです。27年３月31日が確認書の期限だったわけです。本来だったら、その前に、今まではそういった期限があった場合にはその前に市のほうから延長お願いしますと、こういう話が出てくるわけです。これが一切ないわけです。市長が25年に言われたような言う前、聞いていますけども、それはここに永久にみそらに置くというための申し入れだったわけですね。我々は、それを受けて27年の２月に住民投票やったたわけです。その結果がやはり移転をしてほしいと、そういうことであって。そこから本来だったら、もう一度本来なら25年ぐらいなんですけど、その辺はもう何回も言っていますからいいですけども、２月以降、市のほうから要するにどっかに移転するから延長期間を提示して、ここまでの延長をお願いしますという話がないとおかしいわけです。そういった意味では操業協定ないんですよ。今クリーンセンターは、何年何月にこの後の話がまだ決まっていないわけですよね。そういう意味では操業協定は結んでいないんです。

その観点からいうと、今、市のほうが何回も同じことを出されているんですけども、大きく３点ですよね。期間、そこに、10月に６年半を認めますよと。譲歩してですね、この期間について、正確に守ってほしいと。こういうふうに申し入れをしているんですけど、その前に昨年の12月９日に文書出されていますね。外的要因という文書をね。１月に、今年の１月ですね、話し合いでその外的要因というのは何なのという話で、それも三つあるんですね。外的要因というのは自然災害、それから社会経済情勢、それと吉岡区の話し合いと。吉岡区の話し合い、少し外れるんですけども。そのことについて１月も確認していますけども。その言われる理由にはあたらないというふうに言っているわけですね、我々が。資材が高騰する、それは可能性あります。そういったところを受けて、じゃもうやらないでいいのかと。そういう問題じゃないですよね。それに社会情勢の経済変化で資材高騰した場合にはそれなりの計画を立てて入札させると。もうこれは普通の考え方ですよね。そういうことがずっと話し合いの３回の交渉で、３回の交渉、２回の交渉、それから昨年の交渉、そういったことを何度も同じことを繰り返されている。これは、やはり今日の交渉会では一致点を見出しましょうと、こういうふうに申し入れているわけですね。第３回の交渉会では。その後、今月12日に市のほうから来た回答、回答というか、回答は求めていなかったんですけども、市の考え方をまた再度印刷されて、同じようなことですよね。それじゃ、なかなか歩み寄れない。要するに協定は結べないと思うんです。そこで伺いたいのは市長のほうは、この協定を結ぶつもりがあるかどうかです。それをまずお聞きしたいと思います。

○市

市といたしましては、確認書の中に補償条項がございますので、そういった補償条項を盛り込んだ新協定、これが必要になってくると、こういう認識でございます。

それから、外的要因のお話がございましたけども、風水害等の自然災害とか、社会経済情勢の変化、吉岡区との交渉状況ということで、12月12日に文書回答させていただきました。回答は求めなかったというようなお話でございますけども、第３回の交渉会の議題ということで、事前に皆様方のほうから、みそら自治会さんのほうから議題が３項目、そして４項目めで上記以外のその他ということで提出されていますので、時間も結局限られた時間の中で進めるためには私どもの展開、これを早目に回答させていただいて、そしてまた私どものほうでは事前に皆様方のこの主張についてはこの部分はちょっと未然にその根拠を教えてもらいたい。そして、この交渉会でまとめていくための、そのために事前に回答させていただいたということでございます。

そして、ちょっと具体的にまず自然災害の関係なんですが、当然風水害等があれば協定結んでも、これはもうそれは仕方ないんだと風水害、それはもう自然現象なんだということで皆様方のほうからも、これまでの交渉会で、それは認めるよというお話がございました。ただ、社会情勢の変化と吉岡区との交渉状況、これについては外的要因じゃないということで皆様方とちょっと考え方が一致していない、ご指摘のとおりでございます。社会情勢の変化ということで資材が高騰するから労務単価が上がる、これも１つなんですけども……

○みそら
協定を結ぶかどうか、そういう気持ちがあるかどうかと端的に答えてくれます。

○市
一番最初に端的にお答えいたしました。

○みそら
そう。

○市
ええ。新協定を結ぶ考えがあるというふうにお答えしたところです。この辺について中身をもっと詳しく知りたいと、そこですか。

わかりました。それで、社会情勢の変化については、これまでの交渉会の中で資材の高騰、あるいは労務単価の件、それからあと私のほうから世界経済の状況が変わってくれば、国のその予算によって影響があって、環境省のほうから四街道市が期待しておる交付金、これがちゃんと予算措置されるかどうか、こういうのも社会経済情勢の一部だと、１つだというようなことを私お答えしたところでございます。ですから、世界経済の状況等で国の予算、交付金の関係も変わってきますし、また四街道市の市税収入も変わってまいります。それに対しては、そういった件については事前にそれは見通して、対処することができるでしょうというご指摘がございましたけれども、今のこの世界経済の状況の中とか、今後の動向はちょっと私どもも見通せません。それから、あと吉岡区との交渉状況なんですけども、やはり吉岡区の中に次期ごみ処理施設を建設するにあたりましては、吉岡区さんのほうからいろんな要望等々ございまして、今吉岡区さんといろんな交渉を進めている最中でございます。ですから、その項目によっては、できるものもあれば、できないものもありますんで、とりあえずはまずもって吉岡区さんからご要望等全て伺ってその中でできるもの、できないもの、これを分けていかなきゃいけないんで、これについて交渉状況によってはやはりちょっと厳しい状況があるので、外的要因であると、このようにご説明しています。それに対しては、皆さん方、吉岡区との協議をちゃんと６年６カ月のスケジュールの中でまとめるのが行政の責任であり、これはもう当然の話だということなんですが、私どもとしてはやっぱり吉岡区という交渉相手がいますので、これについては６年６カ月という工程を、このスケジュール、これにおくれを来すことのないように最大限の努力をしてまいりますということしかお答えできない。これが私どもの見解でございます。

以上です。

○みそら
市長ね、だらだらと説明してくれましたけども、協定を結ぶ気があると。そうすると、今市長のほうからも言われた、要するに中身に乖離があるという話ですよね。要するに、考え方に差があるわけ

なんですけども、それをそのまま放っておいて協定結べますか。それを結ぶ気があると今言われたから、じゃどうするかと。これは、もう歩み寄りしかないんじゃないですか。我々のほうは6年半で歩み寄りましたよ。この期間について守ってもらわない。それが、今社会情勢変化が見通せない、そんな情けないことを言われるなと思ったんだけども。それは、正確にはなかなか見通せませんよ、そんなことはね。だけど、見通しして計画を立てていかないと、やっていかないといけないような姿勢と。根本的じゃないですか、これは。それを見通せない、どうなるかわからないというかね、期間についてですよ。それと、あと吉岡区との話し合いについてもそうなんですけども、そういった曖昧な期間設定で契約書は我々はやっぱりどう考えたって結べないですよ。だから、例えばその市がいろいろ工事発注されると思いますけどもね、いろんな契約があると思うんですけども、じゃその中に、市が結ぶ契約の中に、業者に対して、要するにこういった外的要因で期間が守れないこともあり得るという条項を入れさせるんですか。今まで入れさせてきたんですか。どうですか。

○市
　今まで契約状況で、例えば吉岡区との交渉状況、これを外的要因として云々という、そういう交渉相手がいることにかかわってくる工事について、それを具体的に契約に載せている事例はありません。私の記憶の範囲ではないんですけど。何かそういう契約、記憶ありますか。

○市
　ない。

○市
　ないですか。私どもは、今、先ほど長々とというふうに言われましたが、これまでの私どもの回答と、皆様方の回答、私、長々とご説明させていただきましたが、現時点においても、これまでと皆様方のご意見一緒なんです。吉岡区との交渉、これは行政が責任を持ってまとめるのはもう当然の話で、スケジュールの中でぴしっとおさめていけと。ですから、これは正直言って予測ができないところがあって、私どもとしてはこの6年6カ月ということを、そういう工程について最大限の努力をさせていただく。これは、もう皆様方にこれまでに何度も表明しているとおりでありまして、これからも6年6カ月という、その工程をちゃんと進めていく。これを最大限努力する、こういう姿勢であります。

○みそら
　石丸でございますけども、よろしくお願いします。その外的要因でおくれる場合があり得ますよというお話なんですが、市長がおっしゃっている、遅れというのはどのぐらいの期間のことをおっしゃっているのかというのは全くわからないんですよ。要するに、例えば半年とか1年とかいう現時点の話をしているのか、あるいは5年、10年の話をしているのか、あるいはもう全く無限なのか、そういうところは全くわからないんです。まず、そこをおくれとおっしゃっているその期間というのはどのぐらいのことをおっしゃっているのか、その辺ちょっとお答えいただけませんか。

○市
　現時点で、そのおくれが例えば5年だとか、3年だとか、2年だとか、そういう想定は全くしていません。あくまで皆様方とこれまで交渉会の中で積み上げてきた6年6カ月という工程を達成させるんだという、そういう最大限の努力をしますよということを表明させていただいていますんで、それを例えば3年おくれる可能性あるんだとか、そういうようなことについては現時点では全く考えてい

ないです。あくまでももうなんとか６年６カ月、平成33年９月には現施設を操業停止するんだと、こういう目標に向かって最大限の努力をするという考えでいますので、今、石丸さんからご質問があった、具体的に何カ月なんだ、何年だ、そういうことは全く考えていないです。

○みそら
　だけど、それって頭の中にやっぱり描いていないといけないんじゃないですか。ちょっと質問の内容を変えますと、例えば交付金というのがありますね。市のホームページで見ましたら、市長のほうから環境大臣に要望書が出されているんです。ことしの10月25日付で佐渡市長の名前で、『一般廃棄物処理施設の整備にかかわる財政措置について』ということで、要は何かというと、交付金を申請しましたよと。それを満額いただけるようにぜひお願いしますという内容なんですが、写真も載っていました。これというのはいつ出されたんでしょうかね、交付金の申請は。

○市
　今年の10月24日に県に提出しております。

○みそら
　10月24日ですか。何で要望書まで出したんですか。

○市
　じゃ、私のほうからお答えします。平成29年度から国の循環型社会形成推進交付金、循環交付金をもらって事業を具体的に進めていくんですけども、その前に我々地方自治体、市町村はその県に、四街道の場合、千葉県に出して、千葉県のほうでその中身をいろいろ審査して、それから環境省に出すんです。今回、千葉県にこれを提出したんですが、千葉県は提出して今審査中なんだけども、飛び越して環境省に直接私お願いをさせていただきました。だから、今回環境省の役人の皆さんには本来の手続ではなくて、今千葉県の中で私どもが提出した書類、中身はまだ審査しておるんですけども、その審査が終わって環境省に届く前にちょっとフライングというかたちで、こうやって要望書をぜひ交付金をつけてくださいという、こういうお願いをしに参ったことについては、通常の交付金をもらう手続の中ではフライングでちょっと例外的な要望なんだけども、ぜひとも四街道市、次期ごみ処理施設を整備しなきゃいけないんで強くお願いしたいと、こういう前提で要望書を出してきたということです。

○みそら
　ちょっと私言いたいのは、この申請を出したのが、後手になっていたからじゃないかと思うんですけど違いますか。28年度循環型社会形成推進交付金というのが、これは環境省のほうからリストアップされています。出ています。日本全国都道府県の内容が全部列記されています。それで、今年になって３回出されていますけど、今年の交付金のリストに載っているのが、10月12日付なんですよ、リスト。そこには四街道市は載っていないんです。だから、もっと早くきちっと出しておけば、ここへきちっと載るじゃないですか。ここの中にはごみ処理施設の交付金の金額が書いてあるところがたくさんあります。だから、結局外的要因ありますとおっしゃいますけど、努力をすれば、そんなの外的要因じゃないんですよ。違いますか。フライング、フライングというけど、結局自分たちが後手になったのが理由でそういうことをやったとしか思えないんです。なぜ12日に載らなかったんですか、それ言ってください。

○市

これも事務的な話なんです。もう私の答弁に間違えがあれば、事務担当で話し合ってもらうけど、10月に載っている分は恐らく大体２カ月から３カ月前にその都道府県に当該市町村が申請するわけです。４月の分は、さらに二、三カ月前に提出しろと。ですから、私どものほうは、私、冒頭の挨拶でも申し上げましたけど、一般廃棄物処理基本計画とか、あるいは一般廃棄物処理施設基本構想、今パブコメとかいろいろやっていますよね。そういうような計画を受けてこのタイミングがちょうどいいので出したんであって、千葉県に出したやつ、千葉県から今恐らくこの年末から来年の１月初めには環境省に四街道の計画が提出されると思うんですけども、決してタイミングが遅れているわけではなくて、一応スケジュールどおりに今進めていると、そういう状況です。スケジュールどおりに進めますよね。それはいいですよね。

○みそら

それは、スケジュールどおりじゃないんじゃないですか。だから、やっていることがおくれているんです。なぜそれを認めないんですか。

○市

補助金、年に何回かは内示というか、関係省から出ます。それは、年度当初でまず満額が確保できないということ、それから交付金の額は当然市町村によって、例えば入札が行われると予定していた額より安くなる。それで、結果的には交付金が余るという言葉はおかしいんですけども、不用になって県を通じて国にお返しすると。国は、それをやりくりして、年に何回か内示をすると。ですので、10月の内示というのはそういうやりとり、あるいは国の補正の場合もありますけども、そういったもので内示をされたものというふうに認識をしております。

それから、スケジュールですけども、これまでにもお話ししたとおり、今のところは遅れを来すことなく進んでいると、そういう状況でございます。

○みそら

だから、私が言いたいのは、もうこういう国の交付金の申請というのはいつまでにやらないといけないんだとか、そんなのはわかっているじゃないですか。ことし４月１日発表されています。それから10月12日付、だからこういうのはわかっているわけです。だから、ちゃんとそういうことを踏まえて事前に計画を立てるというのが、それが正しいやり方じゃないですか。だから、そういうのを、そういうのは努力なんですよ。そういうことで間に合わせるのが努力なんです。だから、そういうことを怠っていたら、結局遅れちゃう。それを、要は外的要因です、と言っているしか思えないんです。違いますかね。

あと交付金も、要するに交付対象事業の完了予定、期日というのがあって、申請をしたときのいついつまでにやりますよという計画書を出されるわけですよね。それに対して、期日は予定どおりにいっているかどうかというのをチェックされるわけですよね。遅れたら、結局交付金も出してくれなくなるわけです。だから、そういう国のほうとして、環境省としては、交付対象事業が予定の期間内に完了しないため交付対象事業完了予定期日を変更しようとする場合は、交付の申請の手続に準じて大臣に報告し、その指示を受けるものとする。こういうふうに書いてあるわけです。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を越えない場合で、かつ当初の完了予定期日後６カ月以内である場合はこの限りでない。非常に配慮してくれているわけですよね。だけど、遅れたとし

ても、この程度になっているわけです。ここの中には、要するに外的要因で遅れる場合は遅れても構いませんなんて一言も書いていないです。申請する側だってものすごく努力しますよね。だけど、それはあたり前ですよ、社会というのは。そうですよね。だから、結局努力をしていないというわけにいかないんです。そうじゃないと、自分たちの努力をしないことを外的要因にしちゃいけないんです。違いますか。ちょっと皆さん、よろしいですか。

○市

現在は、６年６カ月の工程に合わせるかたちで国のほうに、千葉県をとおしてですが、ことし10月に申請書を提出させていただいたところでありまして、これはおくれをきたしておりません。あくまで工程どおりに順番を踏んで進めています。

それから、あと交付金をもらってから今繰り越しのお話がありましたけど、その話は例えば道路を整備する場合に社会資本整備総合交付金というのをもらっておりまして、それも同じようなかたちで翌年度に繰り越すとかいうかたちをとっていますんで、今回も次期ごみ処理施設の整備に関する交付金も、今、石丸さんおっしゃられるとおり、国には同じ手続をちゃんと踏んでいくわけです。ですから、国から交付金を交付率満額、要は交付をしてもらう。だけど、そういう努力が一番肝心なんですよ。要は交付金が付けば、石丸さんおっしゃるとおり、もうとにかくその中で終わらせる。しかし、いろんな条件があった場合に、例えば風水害等でどうしても工事がおくれた場合には、じゃあ国は半年繰り越しして完了予定を延ばしてくれるとか、そういうのは今回の環境省の交付金に限らず、国交省とか、みんな同じ扱いしていますんで、私どももそういう制度の中で最大限の努力していくということであって、決して今やっている作業はもう適切な時期に申請していますんで、決して手を抜いているとか、遅らせているとか、そういうことは決してないと、これは言い切れます。

○みそら

いや、じゃそこまでおっしゃるんだったら佐渡市長としてこんな外的要因で遅れますなんて言わないで、「やります」の一言でいいんです。違います。

○市

国の交付金をもらうにあたりましては、仮に29年度からこの工程に沿って生活環境調査から入ってまいります。それから、これは２年ぐらいかかりますんで、そしてまた建設に入ってくるんですが、仮に生活環境調査の１年目の交付金が満額ついたとしても、また社会経済情勢が変わって、じゃ今度一生懸命環境省に行っていろいろ努力しても、その時点で例えば建設に関する、あるいはそういった交付金が大変厳しい社会経済情勢になっているかもしれない。そういうようなお話をさせていただいているんであって、国がその建設に満額もらえればおっしゃるとおり、国のその制度の中できちっと、それはもう建設完了させていく、そういうかたちで努力してまいります。

以上です。

○みそら

先ほどからこちらのほうで言っているのは、こういった計画というのは、６年半の計画ですけども、やっぱりこれはどうしても早くなったり、遅れたりします。特に工事なんかはね、本体工事。例えば事務的なこと、設計だとか、そういうようなものは遅れないようにするとか、当然計画どおり開始すればいいわけですから。だから、工事等はやっぱり遅れる可能性がゼロでないと思います。そういった中身で、市のほうも工事発注する場合ですよ、要するに交渉相手がある場合でも、あるだろうと思

うんですけどね。それは求めないわけでしょう。外的要因により延びることもあることを書ける、わざわざ市のほうから言うことはないよと思うんです。もちろん業者も当然そんなことは書かないです。

それから、あと１つ。吉岡区との話し合いですか、これはどういったケースが考えられるんですか。今我々が認めている期間というのは６年半です。それを去年の９月15日に出された計画の中身を承認しているわけですね。ところが、今年の７月に自治会要求出してきたわけですけど、市のほうから。その計画、９月15日の計画を７月に出した市の文書には吉岡区との操業協定を結ぶのは新しい施設の操業開始前までにすると。本来なら、来年の３月末だったんですよね。それを、このことについては、自治会は全く承認していないんですけども、議会のほうで何か承認されたかのような答えがあったと思いますけどね、部長答えていたと思うんだけども。それは、承認していていないんですよ。我々は、あくまでも去年の９月15日の計画を承認しているんですね。それを勝手に、我々の要求したのは９月15日の計画を遂行するにあたって、ブレークダウンしたもっと詳細な、要するに日程等を入れた感じのものをつくらないと実行計画、それがないと、遅れたりするんじゃないかということで、それを出してくれという要求に対して市役所、それの回答来たんです。回答来た、添付書類の中に勝手に９月15日の、昨年の９月15日の吉岡区の部分、それを勝手に変えているんです。そういうやり方、それはおかしいんじゃないんですか。我々は、ずっと話しているのは昨年の９月15日ですよ。それを勝手に地元同意は、操業協定は開始前までに絡めばいいと思っている。これ、簡単に説明をちょっとしてください。何でこういうふうになったのか。

○みそら

本田部長、答えなさい。議会で言ったことも。

○市

お答えいたします。まず、９月15日のみそら自治会さんのほうに提示したスケジュールでいきますと、２番目の地元同意というところで、まず基本合意、それから最終合意（操業協定）ということで、操業協定については、２カ年度目、要は28年度末までに結ぶというスケジュールをみそら自治会さんのほうに示しております。今年の７月28日に出したスケジュールでございますが、これについては、このスケジュールの中で詳細なところがわからない部分があるということで、細部、細かく出したものなんですけれども、その中の地元同意が今基本合意と、これまでですと操業協定という２段書きだったものが、公害防止基準等、それから最終合意（操業協定）というふうに３段書きにしたというところをご指摘いただいているんだと思います。私どもは操業協定については、当初今年度末までに結ぶという計画をみそら自治会さんのほうに提示はさせていただいたんですけれども、このスケジュール、施設を建設するスケジュールについては、まず公害防止基準値というものを決めないと建設に入っていけないと。それで、一番建設のための大きな課題となる公害防止基準値等をまずご承認いただくことが第一前提だろうということで、それでは吉岡区のほうに今公害防止基準値について連絡協議会で協議をしているわけですけれども、来年１月の定期総会の中でこの基準値等をご承認いただきたいということで、かみ砕いたかたちで２つに分けてスケジュールのほうに示させていただいたと。最終合意、これは操業協定というふうに括弧書きで書いてありますけども、これについては、この施設整備のスケジュールとはまた別な合意ということで、これはスケジュールの全体の６年６カ月の期間には影響を及ぼさない。まず、この中にはいろいろ地元との地域振興策等の合意等も含めまして、あるいは車の搬入の経路だとか搬入の時間帯、そういったものも、細かいところも詰めていく必要がありますので、それはまた公害防止基準等の合意とはまた別なかたちで時間をもう少しとって吉岡区と協議ができると、そういうかたちで３段書きにさせていただいて、７月28日にみそら自治会さんのほ

うに提示したということで、スケジュールの進行管理上、全体のスケジュール６年６カ月に影響を及ぼすものではないという判断のもとにわかりやすく書かせていただいて、みそら自治会さんのほうに提示したということでございます。

○みそら
これを提示したのはわかりましたけども、じゃあ、操業協定が最終、要するに新施設の稼働開始前までに結べばいいと、こういうことなんですね。じゃ、それでいいですか。

○市
操業協定は、施設の建設用に着手しています。公害防止基準等が来年の吉岡の総会でご承認いただければ、建設に向けた次のステップに入っていけます。建設に着手していって、試運転、当課で引き渡しを最終的に私ども受けるわけですけれども、その引き渡しを受けるまでに操業協定というのを吉岡区と結びたいと、そういう考えです。つまり建設と操業とを分けて我々は今考えております。

○みそら
だから、建設とは別なんですが、来年１月の吉岡区の総会で認めてもらうというのは公害防止基準ですよね。それが認めてもらえば、次の新施設の設計に入れると。こういうことの段取りですよね。その後、項目がいろんな細かいことがあるかもしれない、それから地域振興策も入るんですかね。それということは、じゃこの６年６カ月の計画には影響しないと、こういう判断なんですね。

○市
私どもはその判断のもとにみそら自治会さんに７月28日にここの部分を少し変えた後、ほかの詳細、ここの事業が決まらないと次に進めないという、そういう全く９月15日のものとは別なものであるというふうには考えておりませんし、そのつもりで出したものでもございません。同じものを、ただ細かくこの段階が終わるとこの段階にいくというふうにわかりやすくしたものを出したつもりでございます。

○みそら
それじゃ、基本的なものは９月15日のものと考えていいということですね。ということは、今の話を聞いていると、吉岡区との話し合いが外的要因になるケースというのは、どういうところなんですか。市長の考えているのは。

○市
まず、次期ごみ処理施設の具体的な設計、そしてまたどういったかたち、例えばＰＦＩとか、そういったものも検討して、実際それから建設に入る。その前提になるのが、公害防止基準。この協定を結ぶことなんです。それが来年の１月、吉岡区の総会になります。そして、今度施設が完成しても地元の操業協定、これが結べないとでき上がった施設が稼働できないんです。ですから、私どもは、まず今、公害防止協定、これを来年１月に協定が結べるように今、説明会を行ったり、吉岡区の皆さんに集まっていただいて説明会を行ったり、協議会で協議をしたりしているわけです。その中で、実際来年１月にちゃんと協定結べるのかどうか、これもやはり地元の方々のいろんな考えがありますんで、これもやはり外的要因の一つです。

それから、また施設が着工して完成したとしても、やはり操業協定、これが結べないと、これも外

的要因だと思っています。やはり吉岡区の皆さん方のご意見とか、そういうものをやはり重視する、そしてできるものはちゃんとやります。できないものはできないんですよというご理解をやはり吉岡区の皆様にご理解いただくまでにはある程度の時間はかかる場合もあるんじゃないかと、このように思っています。

○みそら

そうすると、今の先ほどの話と、ちょっと違いますよね。操業協定は、要するに開始前までに申請する。稼働開始前までに結べばいいというふうに変更したわけでしょう。市役所の内部では。それは延長するんですか。今延長しないと言ったじゃないですか。例えば操業協定を結ばないと、要するに新施設ができ上がっても稼働できない。そしたら、もうその前に結べばいいじゃないですか。何でこの来年の３月31日に結ばないんですか。今、何か中身を聞いていると、車、要するに収集車が通過するところだとか、そんなことを操業協定の中に結ぶんですか。操業協定というのは違うでしょう。どのように運転するとか、規模だとか、それから公害防止基準の内容です。どこを通るとか、それは申し入れて、お互いに確認してどこを通ると決める取り決め、それは公害防止協定だけじゃないですよ、操業協定じゃないですけど、協定というのは施設の操業に関する話ですよ。何でそれが延長していたのか。延長して、市長は延長したから、それが結ばれないとね。６年６か月後に操業はしないというふうに。こっち側には関係ないと言っているし。どういうことなんですか。

○市

部長が６年６カ月というこの工程の中で最終的な操業協定まで持っていくという意味で全体の６年６カ月の工程、平成33年10月に次期ごみ処理施設が稼働する。こういう工程に全体には影響与えるものではないというお話をさせていただきました。私どもも６年６カ月、工程を達成すべく最大限の努力をするんだと。日和さんのほうから、その６年６カ月じゃ達成できない場合の、つまり吉岡区との交渉を外的要因になるのはどういう点だというお話でしたので、まずは来年の１月の公害防止基準の協定、それから最終的には操業協定が結ばれないと施設が完成しても施設が運用できないんだと。

施設を動かすに当たっては、四街道市内各地域からごみ収集車でその施設にごみを搬入してくるんですが、その経路もやはり、例えばここのごみについては一般廃棄物収集した車を通行してもらったら困るとか、あるいは例えば祝日は、これはもう搬入したら負担とか、あるいは操業については何時から何時とか、そういう細かいことというのはもう操業協定の中に入ってきます。そういう解釈でいいんですよね。

○みそら

はい。

○市

以上です。

○みそら

そうしたら、それだったら、もう早く結べばいいじゃないですか。何でそれをぎりぎりまで、要するに期限を延ばしてしまう。それは理解できないですよね。

○市

操業協定をぎりぎりまで延ばすということではなくて、なるべく私どものほうは早く吉岡区の同意を得て、操業協定を結びたいというふうに考えてはおりますけれども、操業協定の場合には先ほど申し上げたとおり、一番遅くても操業開始前までに結べれば、それは6年6カ月のスケジュールに影響はないということで、そういう意味で7月28日に出したスケジュールではそのようなかたちで破線で示させていただいているんですけれども、これらもちょっと誤解があってはいけないんですけども、私どももいたずらに操業協定をそこまで引っ張るということではなくて、それを吉岡区の皆さんとの話し合いよっては延びる、操業直前までなる場合もあるし、場合にはよっては早ければここ数年のうちに操業協定を結べる可能性もあると。これは、もう今後のお話ということで、そういうことでご理解をいただきたいと考えております。

○みそら

そこは、ちょっとまたじゃ話は違う。よく外的要因と言われている自然災害以外の2つですね、社会経済情勢、それから吉岡区の話。吉岡区の場合には特に一番大きなところは、1月の総会ですよね。それが通れば、もうほとんど外的要因がないんじゃないですか。その操業協定を結ばないといけないんだろうけど、それが今の話では操業協定を遅らせる、いたずらに遅らせないというふうに言われますけども、それは要するに計画には影響しないと、こういうふうに言っているわけですよね。ということは、もうやっぱり自然災害以外ないんです。じゃあ、市長が新しい協定にどういった文書を載せたいということなんですか。外的要因により延びる可能性がありますと入れたいんですか。協定を結ぶわけですよね、新協定を。

○市

今協定書、具体的な文言のお話をされているんだと思うんですが、みそら自治会さんのほうからもやはり同じように具体的な文言を示していただきたいと、私どももこう思います。現時点で私どもが、要は12月12日付で回答しておりますとおり、平成33年9月末日に現クリーンセンターを稼働停止させることができるように最大限の努力をすると。これは、現時点でもはっきり具体的などういう文言を考えていらっしゃるんだというご質問に対しては、これはお答えできます。

以上です。

○みそら

乖離があるということなんですけども、我々は協議協定書に基づいて、ずっとこれは過去から現在至っている。基本は、協議協定書というようなことで我々考えていますし、こういう話し合いをするにあたっても、そういうことでというような話は過去にしたと思います。そして、我々の求めるものはいつ操業を停止するのか。確認書に基づいて確認書の内容は市長のところ解釈は確認書をもってやっているというような市長の立場なんでしょうけども、確認書の日付は27年かな、3月31日。こういうことですよと。ここだったんですよということも確認させていただきました。我々は、いつ操業を停止するかであって、吉岡が承認だとか何とか、丁寧にやってもらいたい、吉岡は。市長が言う最大限の努力いうのがよくわからない。最大限の努力いうのは、我々は操業、6年6カ月後に操業を、稼働しますということだと思う。だけども、外的要因なんかいう言葉をうたっている。そこに吉岡の承認なんかいうのは入ってくるいうのは、皆さんのこの仕事に対する不安なんじゃないですか。僕は、各部署は自信を持って計画どおり進んでいます、こう言っています。だから、私は信じたい。作業は

きちんと進んでいると思う。日程どおり、計画どおりに。それを自信を持って言っている。だけど、外的要因というようなことで、いろんなものが入ってくるのは何なのか。みんなの自信なのか、市長が不安なのか、よくわからないんです。もしあれだけ手順を踏んできちんとやっていますよと言っているならば、何で吉岡がだめになっちゃうのか。そこのところが不信感があるんです、みそらの中に。確認書を３月31日いうのは、どう理解して市長はいたんですか。確認書全体を読んで、あっ、これは間に合わなければ延ばせるなと、こういういう認識だったんですか。延ばすための確認書としていろいろと文面を読んで、先ほどの法律的に間違いないと言っているんですけれども、法的な云々いうよりも、自分の自信のなさよりも、やはり合理的にきちんとそういう約束を守るという観点に立てば、広域との契約なんかいうのは６億だろうが、10億であろうが、市民を説得して６億に、ちゃんとするのが我々との約束じゃなかったんですか。寸前まで我々は大丈夫だろうと思っていたんですよ。ここまでは、もう当然３月31日にと思いながら、大丈夫だろう、大丈夫だろう、あそこでオーケーしてくれれば間に合うだろうと。広域化してくれれば間に合うなと。だけど、あの土地はもったいないなと思っていたんです。

○みそら

時間がないから。

○みそら

時間なきゃ延ばせばいい。今年最後になる。そこのところが不安なんですよ、市長。そういうことで、操業どうのこうの。いや、もう承認はとれないけども、ステップ下げますよと言ってくれりゃいいんです。方法は、こういう方法ですかと。１年間は外部委託。操業はできないけども、延ばす間は外部委託でやれますよと。市長は、向こうと交渉しながらいろいろと選択肢が、広域と協議しながらいろんな選択肢がありますよと。それまででやっちゃいかん選択肢をやっちゃったんですよ。ここに言う、将棋で言うと二歩とか、そういうことです。アマチュアの将棋だったら待ったは一回はありますよ。だけども、全くこれはできないんですよ、市長。間に合わなかったから、６年６か月で間に合わなかったから待ってくださいというようなものはないんですよ。それをまずやろうとしているんですから、もしだめなら。そこを聞きたい。そこ。皆さんの話聞くと自信を持ってやっているというものの理解できます。何が不安なの。日にちは決まっているんです。吉岡だろうが、外的要因いうか、その経済情勢なのか、それは決まっていない。決まっていないことは、その１年で処理する以外ないんじゃないですか。これは決まったら、６年６カ月この決まったものを何で変えようとする。そこがわからない。前からの計画を見ると不安で仕方ない、私たちの場合。

○市

先ほどもお答えしましたとおり、12月12日の文書で平成33年９月末日に前クリーンセンターを稼働停止させることができるよう最大限の努力をいたしますというかたちで、要は期日は切っているわけです。なぜ、最大限努力という、努力規定になるのかというと、やはり外的要因があると。風水害はお認めいただきましたので、社会経済情勢の変化、吉岡区との交渉状況が、こういう状況があるんで、最大限の努力をいたしますという、そういう努力するという表現をさせていただきました。これを、努力ではなくて、約束しますというかたちの表現をしてほしいという山口さんのそういうご指摘かと思いますが、逆に社会経済情勢とか吉岡区との交渉の状況を今同時並行で進めるのです。その中で、これは努力ではなくて確約しますと、そういうふうに表現するほうがかえって私自身は無責任じゃないかなと。そういう考えがあるんで、最大限の努力という話にさせていただきました。

○みそら
ちょっと待って。そういうような要因があるから経済情勢だとか、吉岡の要望に対して折り合わないところがあるかもしれないけれども、それは最大限の努力をしてクリアしますと。だから、天災だとか、自然的な要因については何とかそういうことがあるから延ばしてください。こういうことはほかにもあると思いますけども、それは最大限の努力をしてクリアしますということが市長の答えじゃないですか。

○市
最大限の努力をしてクリアしますというご指摘なんですが、私が先ほどから説明させていただいているのは、クリアして最大限の努力をします、こういうことなんです。

○みそら
そういう今度の新協定には努力目標を書くだけじゃやっぱりだめなんですよ。我々どれだけ待っていたんですか。平成元年に結んだ協議書、協定書から19年、それから８年ですよ。今、先ほど８年の中で本来だったらもうこれは確実に操業停止にしないといけないところを結果的にはできなかった。さらに６年半必要だと。そういうことですよね。33年、40年近く待つんですよ、協議書、協定書から。そこで、また最後に６年半でもう仕方ない、こちらは認めようと。こうしたところが何ですか、努力目標しか書けませんと。確約できない、確約するのはそういうのは市長としては書けない、こういうことなんですか。
先ほどから聞いていると、１月の吉岡の交渉、それから外的要因にしろ、何とか最大限努力してクリアしていきます。そういうふうな内容の発言だと思いますけれども、そういうことであれば文書としては、外的要因により延びる可能性があることも承知してくださいなんていう文書は別にいらないでしょう。平成33年９月末日までに操業を停止します。これだけでいいじゃないですか。強いて言うなら、これからそれは詰めの段階になると思うんですけども、要するに天変地異とかありますよね。延びる可能性があるというのは、ある程度は予測されるんですけどもね。３年とか５年ととんでもない話なんですけどね。考え過ぎかもしれないけど。そういったところについては、その前にわかれば協議しましょうというのを入れるとか、それを外的要因により延びる可能性があるなんていう、これは何でもありという話ですよ。そんな約束を市本体が、市のほうがいろんな契約書を結んでいると思うんだけど、そこにも書かない。それをわざわざここに入れようとする。それが理解できないんです。だから、それは別に入れなくていいんじゃないですか。どうですか、そこ。

○みそら
今、だけど市長はクリアしますと言って……

○市
クリアするための最大限の努力をすると申し上げました。山口さんがおっしゃっているそのクリアですね、その表現の位置が違っていますんで、ここもやはり乖離になると思います。協定書の中に……

○みそら

もう一回今のところ。もう一回、今のところ言ってください。ちょっと今よくわからなかった。

○市

山口さんおっしゃっているのは最大限努力し、クリアしますということですよね。

○みそら

そうです。ええ。そういうことじゃないんですかということ。

○市

私は、クリアするために最大限の努力をしてまいりますと、そのようにお答えしたと思います。これでおわかりだと思います。

○みそら

先ほど言ったのは、期限というものは変わらないんですね。ここの答え一式になっていないんです。また、聞いていたら曖昧なんです。

○市

期日は、平成33年9月末日に現クリーンセンターを稼働停止させることができるよう最大限の努力をいたしますと、このようにお答えしております。期日は、33年9月末。

○みそら

クリアを目的に努力した。努力したけどもならなかったということが、この外的要因、こういうのを認めてくださいという、ならなかった。そういうのを入れる中に延ばしてくださいという気持ちが入っているんですよね。

○みそら

だから、それを市長としては入れなくていいんじゃないかと今聞いているんですよね。外的要因なんていう話は、一般的にそんな通常の契約ではないんでしょう。市がやる場合もない。

○市

いいですか。最大限の努力をいたしますという努力規定という表現にしている理由として外的要因があるんだよと。ですから、新協定の中でその外的要因とはこういうものだとか、具体的にそれを条文に入れる入れない、これは私どものほうが入れてくれとか、そういうことは今まで一度も主張はしていません。あくまでも平成33年9月末日に現クリーンセンターを稼働停止させることができるように最大限の努力をするという、その努力規定という形にしていただきたいと。こういう主張をしているわけです。

○みそら

努力規定として、そういう外的要因はとらないということですね。それは、これから協定の中身は詰めていかないといけないんですけども、今、この交渉の前、第2回8月19日交渉から、その後、やはり協定を結ぶためにいろいろ担当部、廃棄物対策課、部長以下と話をしてきましたけども、なかなか今のこの件について、ほかに工場撤去についてもありますけども、考え方全く変わらないんですか

ら。我々としては協定に基づくべき内容をそちらのほうにちゃんと通達していますよね。だから、それに対して詰めようという話を廃棄物対策課としたんですけども、全くらちが明かないんです。今後もそういったことじゃ困るんです。やっぱりこの交渉会を通じてじゃないと、この近況の中身が話できないんですけど、これはもう何時間あってもできないです。これが、どのぐらいかかるのかという話ですね。だから、そういった意味では市長がもちろんそれは目を通されればいいでしょう。それは、当然だと思いますけども、新協定を結ぶには担当の部課長以下で自治会と話しして、こういった文言でやりたい。今のも含めてそうなんですけどね。こういうことでいいですか。

○市

お答えいたします。あくまで私ども平成27年からこの交渉会スタートしていますけども、あくまで公開の場で、傍聴の方がいらっしゃって、それで話を進めていく。こういう基本姿勢はこれからも、その方針どおりにいこうと思います。そういうことでスタートしておりますから。ただ、例えば具体的な細かい文言の調整とか表現の仕方だとか、そういう事務的なところになったときは、これはもう皆様、今、日和さんおっしゃったとおり、課長以下、あるいは担当者等々と役員の皆様と詰めていく。事務的なものは、これは問題ないと思います。しかしながら、今日の交渉会でもおわかりのとおり、私どもが最大限努力をするんだと。しかしながら、この最大限の努力だめだと。確約しろというのが、もうここが今日の意見の完璧に答えと違うところでございますので、こういったところを、基本的な事項については、やはり固めてからじゃないとその担当課長レベルでの話はまだ早いんじゃないですか。

あと賠償の話もありますよね。要は補償、賠償。これも、基本的なところは交渉会の中でやはり傍聴の方いらっしゃる中で基本的なところを決めて、後は具体的な詰め、担当事務レベルになろうかと、私はこう思っています。

○みそら

それで結構ですよ。ただ、最初にも言いましたよね。この交渉、もう１年半以上やっているわけです。そして、昨年の９月に６年半が出されてから、そしてまた12月９日には文書で外的要因だとか、そういうようなことが出てきたと。それで１年経っているわけです。これを何回やっても同じでしょう。傍聴あるなしにかかわらず、この状況を打開するのはやはり歩み寄りしかないんです。これは最初に言ったでしょう、15回、この３回目のね、通算15回の交渉会で歩み寄り見せて一致点を見出したいと。こういうふうに言っているわけです。それを、ところがさっきから市長の外的要因については全く変えようとしない。考え方は変わりません。これじゃ、幾ら何回やっても同じでしょう。傍聴の方、見えてきたって、そんなことはあきれ返るだけですよ。そういう意味では、この外的要因というのは入れなくていいということですから、期間については６年半最大限に努力しますと、そういうふうに入れるだろうけど、努力規定をつくりたいわけではないので、我々としては確実に33年の９月末で停止してもらうと。それを書いていただければいいんです。

それで、ちょっと次にもう時間が迫っていますから行きたいんですけども、補償ですね。補償については、何を勘違いされているのか知りませんけども、何度も何度もこうむった被害について示してほしいと。金額を示してほしいと。どうして、そのこうむった被害という言葉が出てくるのか。１度ちょっと言われたことがあったんです、市長は言われましたよね。社会通念上か何か、一般的には補償を払う場合はこうむった被害について示してもらわないと、それに対して。そうじゃないんですよ。確認書の２の第２項の第６号（6）、にはどういうふうに書かれているか。稼働を停止できない場合です。要するに27年の３月31日までに稼働を停止できない場合は、市は自治会と補償について協議する

と。それで補償について被害がどうだっていうのはどこにも書いていない。最初から書いてあるんです。当該協定書、協定書はあります。協議書、協定書の協定書の部分でね。ここに第４章の19条から20条にかけてあるんですけども、19条は市がこの協定に違反した場合には、要するに措置を講じて直ちに清掃工場の操業を停止しなければならない、ルール違反した場合。これがあるんです。協定違反はしているんです。本来だったらそれを適用しないといけないんですけどね。そして、その次に補償というのがありますよね。これは、甲というのは市ですね、市は清掃工場の操業に伴い、市の責に帰すべき事由によって自治会に所属する住民に損害を与えた場合、これは清掃工場が例えばばい煙だとか、何か事故を起こしたときとか、そういうようなことで損害を与えたと。こういう場合には損害に対してちゃんと賠償しなさいと、こういう話が書いてあるんです。ここの補償というのは。しかし、今先ほど言ったように、確認書の補償というのは、この場合に損害についてなんて書いていないんです。約束を守らなかったら市は自治会と協議すると。どうしてそういうふうに勝手に損害を示すようなことか、被害を示す、そういうふうになるんですか。

○市

まず、今協議協定書、第４章の第19条の次に、第16条で定める措置を講ずる甲は直ちに清掃工場の操業を停止しなければならないというのが平成元年８月30日に締結されていますよね。これについては、私の理解ではその後結ばれた確認書によってこの部分については、27年３月31日までのできる早い時期に停止するとかとするというような形になっていますので、私ども佐倉市のほうからごみ処理の広域化、組合に加入する、この件は佐倉市のほうからお断りの通知をいただいたんです。その平成25年から確認書に基づいてみそら自治会長さんのほうに、要はこの27年３月31日までというのが、そういう確認書に基づくお約束が守れなくなった。そして、また補償についても協議させてくださいというような、そういう動きを平成25年にはさせていただいています。さっき日和さんの最初のころのお話の中に、そのときに即時停止というようなお話があったとしてはほっとしたというような発言も過去においてあったとおっしゃりましたけど、確かにそういう時期がございました。みそら自治会さんのこのご理解を得て、広域組合に加入ができない状態が平成25年にはもうありましたので、そのときにまた継続操業という形でお願いをしてきたのが現在までの状況、そしてその間には住民の皆さんの直接投票みたいなものもありまして、現在進んでおるんですけども、私ども具体的な損害、もし損害というものが皆様方のほうでそういう表現が好ましくないと思われている場合には、要は補償金、これはもう賠償金という、ペナルティーというお考えでございますんで、具体的な金額とその根拠を示していただく。こういう形でご理解いただければと思います。そうしないと、これは予算措置して、そして議案として議会に出すわけですので、私どもが説明しなきゃいけないんです。その説明については、こういう根拠でこういう金額でという要求があり、私どもも精査して、そして合意に至ってこういう金額となりましたと、その金額の根拠はこうですと。こういうことを議会、そしてまた市民には説明しなきゃいけないんで、それを示していただきたいと、そういう趣旨だと、このようにご理解いただきたいと思います。

○みそら

今の話を聞いてですね、こちらから被害状況、または補償に関する要求してくれとおっしゃいましたね。でも、我々の考え方は、これは違約金の話をしているんですから、本来ならば、市長がみそら自治会との約束を守れなかったんだから、市長、市側としてこれこれの金額を提示して違約状態の解消をしたいんだという提案をするのが筋じゃないですか。何か終着が入れ違っています。

○市

賠償金、ペナルティーというご認識でいらっしゃる。それに基づく発展だというふうに、そういうことでお答え申し上げます。そういう認識であるということは共通認識がとれましたんで、やはり賠償金を要求する場合、やはりこれまでも何度も言っていますけども、要求する側のほうから示していただくというのがやはり賠償金の請求の仕方なんです。ですから、これもずっと平行線なんです。

○みそら

賠償金じゃなくて違約金だと毎回この会議で言っているわけで、それを賠償金というふうに小さな意味にしていくのが不可解なんです。

○市

違約金も賠償金も予算措置する場合には補償、補填及び賠償金という項目になるんです。ですから、賠償金も違約金も範疇は一緒の予算措置になります。そのようにちょっとご理解いただきたいんですが。

○みそら

予算措置いいんです。協定書の中に数字が出てくれば、そのための予算措置をするだけの話なんですけど。例えば１年間に１億とかね、６年半だから６億5,000万と、例えばですよ。そういうふうに書いてもらえばいいですね。全納でも分割でもいいわけだし。早くなれば、６年半が６年になれば、１億で６億だと。こんな話です。その予算措置をするだけであって、協定書に盛り込むのは別にそんな難しいことではないんじゃないですか。なぜその根拠、根拠というのは一般ハンデだとかいろんなものがあるんで、ないではないですけど、今言われたように損害ではないということでは、これはまた一致したわけですね。確認書を見ましたけども。

○市

損害ではないというのは一致していません。要は損害という表現が皆様方不適切だということであれば、皆様方が要は違約金だと。私どもはその違約金も予算を講ずる場合には補償、補填及び賠償金という、その中で違約金を予算計上する形になりますので、あくまで違約金はやはり請求する側が主張、根拠とか金額、それを実証する説明があるんだと、このように考えております。ただ単に予算、１年間１億円だと、その１億のやはり根拠を示さないとやっぱり議会は通らないです。それから、また市民のご理解も得られない。これから……

○みそら

違約した側が提示すべき問題でしょう。違約された側が。だって、今違約した側がそれを提示してこういう協定を結びたいと言ってくるのが普通の考えじゃないんですか。

○市

市は自治会と補償について協議しますから、この文面からすると、市のほうから行くのがあれなんです。

○みそら

原因つくったのは市だからな。

○市
ですから、私どもはこの交渉会におきましても、平成27年のもう最初からですね、早い時期から皆様方に具体的にこうむった被害、私どもはそのように解釈していましたから。そのこうむった被害を示していただきたいと、金額も示してほしいと。それから、また私どもの顧問弁護士を同席させて補償についても話し合う機会を持ったんですが、今日は補償については議題ではないから弁護士はちょっと席を外しているというような経過もございました。私どもは、皆様方と協議するためにこれまでも補償について協議する、そういう努力をずっと進めておりますので、やはり請求する側がその主張、それから根拠を示す、金額も示す、これが当然皆様方の責務だと、このように私は思っています。

○みそら
すみません、こうむった被害じゃないんです。あくまでも言っているのは、(6)の平成27年3月31日までにごみ処理施設の稼働を停止できない場合、市は自治会と補償について協議する。だから、これを守れなかったことに対する補償なんです。簡単なことですよ。ただ、これだけのことです。こうむった被害じゃないんです。

○市
確認書の中に、要は27年3月31日までにと。提出できない場合は補償について協議する。これは、こうむった被害でもない。要は違約金なんだというご主張だと思います。これについて、要はこの違約金で根拠はこうで、金額はこうなんだというのを示していただきたいというのを先ほどから言っているだけなんです。根拠を示していただきたい。

○みそら
根拠というのは、だから、この(6)に対する守れなかったというのがその根拠です。違約金。

○みそら
それが根拠じゃない。

○みそら
それが根拠です。もうこれしかないですよ、根拠というのは。この2行。

○市
ええ。ですから、27年3月31日までに稼働停止できなかったと。

○みそら
はい。

○みそら
根拠だというんだったらこの2行書くだけです。

○市

この２行が根拠になるわけですよね。

○みそら
そうです。

○市
したがって、こういう積算内容といいますか、積み上げで金額は幾らなんだと、それを示していただきたいんです。

○みそら
それであれば、わかります。

○みそら
今、一致しましたよね。稼働停止にできないということに対して補償してもらうということでいいわけですね。

○みそら
はい、そうです。

○みそら
そうすると、後は金額という話になりますけども、これはどれだけのものを自治会としては当然大きなお金が欲しいなとは思っていますけども。だから、それは話を詰めていきたいと思いますけどね。こういう形でもやっぱりいろんな場面で市長を招いてこういう場で決めないといけないのかという気はしているんです。細かいところはやはり事務方というか、廃棄物対策課の部長以下と話をして決めていきたいんです。最終判断は、市長のほうから判子を押してもらうわけですからしてもらいたいと思いますけど。

１つずっと前から言っていることなんですけど、10月24日ですか、先ほど市長のほうからだと思いますけど話が出ましたよね、地域計画、要するに交付金をもらった場合の申請の仕方ということですけども、その報告をいつやったのかとか何回も言っているんですけど、なかなか答えてくれていません。今やっているところ、文章をまだ精査しているとかね。答え出たの11月のいつだったか忘れましたけども。それから、24日、25日には市長が大臣に会われたとか、その話も一切報告がないんです。これは、どうしてですか。それから、地域計画を我々は当事者ですよ。交渉の当事者ですけどね。それに示さないというわけ、教えない、示さない、これはどういうことなのかと。これは、市長の指示なんですか。これはよくわからないんですけど。

○市
循環型社会形成推進地域計画のお話でございますけども、これはまだ四街道市から千葉県のほうに提出して千葉県といろいろ協議している段階だったんですが、これは協議終わりましたか。

○市
地域計画の件ですけれども、今提出をして協議をしている最中でございます。具体的に私も県に呼ばれていって記述の部分とか、そういったものについては説明を求められ説明をしてきました。また、

例えば中身の中で記述がなかったものもございました。ですから、それについては、追加で記述をするようにという指示を受けて、そういった申請を行っていると。今はまだ県の審査というか、県との調整をしていると。この後、地域計画については、県が了解をすれば国のほうに上がっていって、今度は国のほうから確認や、あるいは修正等がまた指示があるとそういう状況にございます。

○みそら
　申請の金額というのはお幾らなんですか。実は３分の１という金額になると思いますが。あと、高効率であれば、そこにプラスされて２分の１というのが出ると思うのですが、そのあたりはどういうことになるんですか。

○市
　最終的に全体で幾らかかるとか、そういったお話は環境省の承認を得ないとちょっとお答えできないんですけども、今、石丸さんのほうから質問がありました、高効率の発電については、これは基本構想段階で高効率発電を目指したいと。ですので、これは発電の部分です。発電に係る部分だけが２分の１、それからそれ以外のいわゆる施設の部分については３分の１ということで想定をしています。

○みそら
　そういったことを10月24日に出したとかね、要するに国に出す文書ですか、それは修正されて出してある。今、修正中ということですね。

○市
　はい、そうです。そのとおりです。

○みそら
　それでね、それは、もらえるわけですよね。我々も知りたいわけです。

○市
　これは電話でもお答えしたとおり、情報公開請求をしていただければ公開できる段階になれば、公開をできるものと考えております。

○みそら
　そこがよくわからないな。先ほども言ったように地域計画を出した、これは重要なステップなんです。これは、来年度以降の計画の大項目を遂行するには補助金が欲しいというふうに再々言われているわけです。じゃ、それをちゃんとやったかどうかというのは、これは確実に我々としては確認しないといけないわけです。そういう意味ではその日付なんていうのはしました、その日にやるべきだと思うんです。それから、それはじゃ出した文書については今言われたように、情報公開請求しろと。これは何でそういうふうになるんですか。話ししている当事者が知りたい、こう言っているわけです。なぜそれが情報公開請求の対象になる。それをしなくちゃいけないのか。これからもいろいろ、要するに計画が遂行されて、中身がこんなものかというのを我々は精査していかないといけないんです。これは、どうしてかというと、この８年間そういったことを自治会のほうも怠ってきたことがあるわけです。やっぱりそこら辺をしっかり見守りながら計画が遂行されることを望んでいるんですけど、そういう意味ではいろんな文書をこれからもほしいと思っている。それは出してもらいたいし、出す

べきだと思う。ところが、今言ったように日にちも教えない、やったことすら言わない、文書を出さない、そういう態度じゃおかしいでしょう。

○市

例えば地域計画ですけれども、これは我々事務職が作成をすれば行政文書という扱いになります。これは制度の問題なんですけれども、行政文書を公開してもらいたいというときは、四街道市の情報公開条例にのっとって文書の公開請求をしていただきたいと。要するにその制度を利用してくださいというお話をしているところでございます。

○みそら

そういうふうに言うというところも考え方がおかしいと言っているんです。制度の話を聞いているだけですから。そういう制度がある。だから、そういうことじゃないでしょうと聞いているんだけども、それに対して全然答えられないです。市長、これどうなんですか。これからもいろんな、例えばですけども、基本計画というのはたまたまこの中の２人がそこの対市交渉委員に選ばれているんで入手できますとか、入手しましたと。だから、それはほしいとは言わないんですけども、本来なら全てもらいたいんですよ。中身がどうなっているか。これは、確実に確認しなくちゃいけないんです。なぜそれを出そうとしないのかが。日付すら教えないんだと。そういうのはどうですか。

市長、どうですか。

○市

日付すら教えないというのは、それは事実かどうかちょっと私は。それは事実なんですか。

○みそら

聞いていないよ。

○市

10月の24日というのはお伝えしましたが。

○市

日付はちゃんとお伝えしているということですよね。そして、文書の中身については、今千葉県といろいろ協議をしている中身で確定していないんで、まだ公表することができないという、まずそれが２つ目ですよね。

あと、問題になっているのは、その３つ目で、何で今みそら自治会さんと四街道市は交渉会を持っている中で、そういった資料を、情報公開制度という手続を経なきゃいけないんだという、そういう主張ですよね。

私どものほうで、日和さんが事務局長として、この文書この文書、どの文書という形で想定されているのか。また、私どものほうのしんしゃくによってこの文書の情報は、例えばみそら自治会さんに必ずお伝えしなきゃいけないとか、やはりいろんな考え方があるんで、とりあえずは情報公開請求でぴしっと出してもらうのが、そこで、何ていいますか、ボタンのかけ違いがないので、確実に事務処理できると。恐らくそういう判断でそういう回答しているんだと思います。

以上です。

○みそら

ボタンのかけ違いというのはよくわからないんですが、じゃその話はまたにしましょう。今、修正中ということでわかりました。それを聞いたら、国に出すやつをやっぱりほしいことはほしいです。だから、それは情報公開じゃなくて積極的に出してほしいなと思います。補償については、今先ほどから話がちょっと進展して、今違約補償とか、金額を出してほしいということですね。

○みそら

何かありますか。

○市

地域計画の件でございますけれども、説明の足らなかったところもあったんですけど、これは計画でございますので、国の承認を得て計画が確定すれば、これはもう公開。つまり出すとか出さないではなくて、ホームページもそうですけれども、公開をしていく。要するに普通の市民でも見れるといいますか、そういうようにしていく性格のものでございます。

○みそら

結局あれでしょう。それは、もう市民には出すわけですよね。出さないという理由はまずないんですけども。だから情報公開請求をしなさいということ、それもおかしいんじゃないですかということです。

それから、あと一つ。要するに協定を結んでいる中の１つに撤去というやつがありますよね。撤去を、我々の要求は、平成33年10月１日から工事をしてほしいと、こういうことですけども、これについてはまだ市のほうで確認書には稼働停止と同時にやるというふうには書かれていないんで、我々の要求は同時にやってほしいと言っているわけです。それに答えないで、確認書には書かれていない。そういうふうな言い方をするんだけども。

あと一つ。５カ年総合計画がありますよね。それが31年からまた始まるということで30年から出ていますけども、それはいろんな計画があるんでしょうけども、その計画をいろんなものがある中で、我々としては33年10月１日からやってほしいというだけの話なんです。だから、市の内部で撤去の項目をそこに当てはめるだけでいいんですよ。別にここで今、撤去ということを新協定書に盛り込んでもらえればいいんです。別に総合計画で判断しようなんて、そんなことは全然我々とは関係ないんです。市のほうの内部の手続としてその中でやりたいと、ああ、そうですかというだけで、我々としては33年10月１日から工事に入れるように予算措置等、それは30年に考えてもらえればいいんです。それは、市役所の内部の話なんですから。それを、だから確認書の中に書いていないんだと、そういう言いわけをするというのはおかしいんです。だから、そういうふうに新しい協定書の中には盛り込んでください。ただそれだけです。

○市

これも12月12日に回答してますとおり、平成31年から35年までの５年間の四街道市の後期の基本計画の中に位置づけていく。要は財政推計をして位置づけることが可能かどうか。そして、また具体的に位置づける案ができましても、これは議会の議決事項なんです。ですから、市の内部で計画をつくったから、まずその後期の基本計画に位置づけられるかというと、そうではなくて議会の議決が必要だと。そして、また議会の議決を得ましても予算措置すればいいんだという話なんですが、基本計画の中でその予算をまたその年度に検討しても、これはまた予算は予算で議会の議決が要ると、こうい

うかたちになります。ですから、12月12日もお答えしましたとおり、市の総合計画の後期基本計画の中に策定作業を進める中で位置づけていくことを検討すると、こういうふうにお答えしたとおりです。

○みそら

市長ね、もう最初から一貫して、この問題は最初はちょっと違っていたんですよ。やはり市のほうがこうこう、こういう理由で27年３月31日は守れなかったので延長をお願いしますと、こういう話からスタートしないといけないわけです。それは、多分こういうことが入っているんですよ。補償についてもそう、撤去についても。ところが、いかんせん今ずっと聞いていると、議会がどうのこうの、そんなものは当たり前の話であって、そういったらこれも外的要因ですよ。そういうことであれば。そうでしょう。議会が通らないかもしれない。何を言っているんだという話ですよ。そんなことでこの交渉は進まないんです。さっきからずっと聞いていると、最初からもうスタートの考え方が違うんです。全くお願いしようとしない。こちらが言っていることに対して、だめ、だめ、だめと、これですよ。これが交渉ですかね。これは何回やっても一緒でしょう、これなら。協定書を結ぶんですよ。協定書を結ぶにはどうするんだと。もし一致点がなければ協定結べないでしょう。一致しないといけないわけですよ。それを先ほどから聞いていると、ああだ、こうだとぐだぐだ言っているんだけど。そんなもので協定結べますか。そうすると、最初に聞いたように協定を結ぶ気があるのかどうか、ないんじゃないかと、こういう気がします。もう１年半ですよ、間もなくもう２年になるんですよ。交渉を始めたのが１年半ぐらいですけども。本当に結ぶ気があるんですか。もう一遍言ってください。

○市

施設の撤去及び跡地利用につきましては、平成28年の第１回市役所の５階の会議室で開かれました交渉会のときに私この総合計画の基本計画、これから31年から35年度までのこれの作業が今後出てきますんでその中で検討させていただきたいと、そのようにお答えいたしました。そのときに皆さんのほうからこれについてのご指摘は特になかったんですけども、その後この基本計画の中で位置づけるということについて、これが前向きでないというようなご指摘が今出てきているんですけども、私どもはこの総合計画の中で位置づける検討をさせていただきたいと。要はそういうお答えをしているんであって、決してやらないよとかそういう後ろ向きの話をしているわけじゃないんです。それはご理解いただきたいと思います。

○みそら

それだったら責任は３月……

○市

済みません、市長大幅に予定時間を超過しておりまして……

○みそら

それで、平成33年10月１日から撤去しますというふうに協定書に盛り込んでほしいと、こういうふうに言っているわけです。それの手段として、そういう総合計画の中に検討しますというのがあるかもしれない。それは、予算措置を検討してくれというような話であって、10月１日からやるというのを書いてもらえばいいんです。これは何度も言っているんです。

○市

ことしの４月でしたか、第１回交渉会市役所の５階の会議室でやったときに、後期基本計画、31から35年の間でその基本計画やりますので、これは議会の議決を得る計画なんでということでご説明させていただいたときに、石丸さんが笑いながら、市長、平成33年も市長やっているんですかという話ありましたよね。ですから、やはり四街道市のいろんな事業の進め方として、まずは基本計画にのせて議会の議決を得る、予算をとる、またいろいろ市民参加手続、パブリックコメントをとる、いろんな手続があるというのをちょっとご理解いただきたいんです。

○みそら

それは手続でしょう。手続はいいんです。やってもらえればいいんですよ。そうじゃなくて33年10月１日から開始できるように手続をとってもらいたいだけの話なんです。

○市

その手続とは、具体的に平成33年の10月からその現施設を撤去するための予算措置という話がありますんで、この時点で将来にわたる債務負担行為、撤去したら費用幾らになるんだとご質問もありましたんで、８億9,000万というご回答させていただきました。要は現時点で、平成33年度において８億9,000万円で施設を撤去するという債務負担行為の予算措置をしなさいと、そういうご意見ですか。

○みそら

別に債務負担行為をしてくれと言っていないですよ。10月１日に工事開始だから、その33年度の予算会議、前の予算会議でそのようにすればいいだけの話です。それから、総合計画の中で33年10月１日からこの項目はやりますと、そういうことを決めればいいだけの話なんです。債務負担行為なんて、やってほしいなんて話はしていないです。今ここで協定書の中に盛り込んでほしい、こういうことだけです。

○市

協定書の中にそれを盛り込むと四街道市にとっては、もう債務が発生するわけですから、平成33年において８億9,000万円という現施設の撤去施設の債務負担行為を予算計上……

○市

いいかげんな話でも何でもありませんよ、これから……

○みそら

いいかげんな話でも何でもありませんよ。

○みそら

今これから建てる建物の金額、これから決めるのなんて。じゃ最初から予算措置をとるんですか、債務負担行為で。違うでしょう。それとも市長、債務負担行為で今やってくれなんていう話していないんです。じゃ２年か３年ぐらいかかるから、平成33年９月末までにできるようにするには31年から32年ぐらいまでに工事を始まんなきゃ。施設の予算を今とれると、そんな話しているんですか。そんな話するわけがないもの。何を言っているの。

○市

事務局長、きょうの交渉会の時間がもう過ぎておりますので。

○みそら
わかっていますよ。ちゃんと答えてくれればいいんだけど、この交渉を、先ほども言ったように、今の話もそうだし、要するに協定を結ぶ気があるかというのをもう一遍ちゃんと答えてほしい。

○市
協定を結ぶ気があるか、そういう考え、新しい協定を結ぶ考えでおりますので、皆様方と意見の乖離を埋めて協定書に盛り込める、そういう項目をまとめていきたい。このように思っています。

○みそら
わかりました。じゃ、今言われているところ、我々が言うことに対しては反論しかしないんですけども、これを何回繰り返したって一緒でしょう。これは、やはり事務方と話ができるようにしてほしいです。これを一々こういった交渉会を設定して、時間も労力もかかるわけです。市役所から全員出てきて、この時間潰してやらないといけない。忙しい市長がわざわざここに2時間も来てやらないといけないなんていうのは、もうロスが大きいでしょう。もっと仕事してほしいです。そのためには部にちゃんと部長以下いっぱいいるんだから、そこと交渉して、その新協定の、中身を決められるように、そういうふうにしてもらいたいです。

○市
きょうは、歩み寄るというか、共通理解ができたと私が考えているのは、賠償金、違約金、これについては、要は27年3月31日までにごみ処理施設の稼働を停止できなかったと、これに対しての違約金だというお話です。その違約金については、これこれこういう積算根拠でこういう金額になりますということを示していただけるということですので、これについては1つ前進だと思います。これから、やはりそういう基本的なところをきちっ、きちっと押さえていって、そしてその後でまた事務レベルで細かい具体的な文言とか、そういったものは詰めるべきだと私はこう思っています。
以上です。

○みそら
今の違約金の文書は、これはかなり前に出しています。違約金というのは約束を守らなかったために発生するんですと。これは、何回も言っているし、文書も出しているし、それを踏まえてきょうの一致点がようやくですよ。何回やっています、その話は。これを続けるんですから。

○市
一致点というのは私が申し上げている一致点というのは、その積算の根拠、それと金額をちゃんと示していただけるという一致点がみられたと、そういう意味で申し上げました。
以上です。

○みそら
その金額の話を、これから話を事務方とやりたいんです。

○市

これは事務方と公開ではない非公開の場でその金額をですね、また金額が出てくる根拠とかそれを裏で調整する話じゃないと思うんです。ちゃんと具体的な根拠でこういう積算理由なんだと。そういう形でしましていただければ済む話なんで、これはきょう共通認識できましたんで、ぜひよろしくお願いします。

○みそら
あと積算根拠というのは、それはもう金額は判例だと思います。

○市
判例と思われるんであれば、それをどういう判例を運用するかとか、それはもう皆様方のお考えですので、それを示していただきたいと思います。
以上です。

○みそら
わかりました。じゃ、要するに基本的なところを、じゃこういう会議でやりたい、こういうことなんですか。

○市
根拠とか積算理由とか、こういうすみ分けなんだというのは、やはりこれは基本的なことですから、公開の場でやはりやらねばいかんと思います。
以上です。

○みそら
１つ確認しておきたいことがあります。補償金だとか何とかいうのはもう派生してくることで、我々はやはりいつここから操業停止して、ごみ処理場がなくなるかということがもう一番の基本的な考え方です。先ほど最低限クリア、努力をするという、クリアいうか、その言語、そういう違いがあると思うんですけど、クリア、最大限の努力をするけれどもということがあるんですか。けれども、やはり承認を得なければというような物の考え方があるんですか。

○市
この交渉会を進める中で、外的要因というのが自然災害とか社会情勢、吉岡区との交渉状況ということで、もうこれは共通理解がある程度進んでいますので、私どもとしては33年９月末に現在のクリーンセンターを稼働停止させることができるように、最大限の努力をするという、その努力規定にしていただきたいと。その努力規定になる根拠というのがさっき言ったように外的要因であり、その外的要因については、新協定の中に具体的に表示がされない可能性もあるだろうということを申し上げているわけです。要は最大限の努力をさせていただきたいという努力規定にしていただかないと、どういう予期せぬ事態が生じるかわかんないんで、ぜひそれはご理解いただきたいと思います。

○みそら
では、予期せぬ事態が起きたときにどうしたいんですか。また、延ばすんですか。６年間、３月31日にできなかったというものを延ばしているんです。それを、また６年６カ月後にそういう事態が起きたときにまた延ばすというようなものを入れろというんですか。そこのところを確認したいんです。

それを先ほど言ったように、その延ばす予定がどうなんだと。それもわからないと言っていましたね。だからそういう期限があった、そういうふうにどうしようもないときがある。経済情勢でもある。じゃ、延ばすときにどうしたいのか。みそら自治会に対してどうしたいのかということをなしに、６年６カ月延ばしましょうというふうに猶予期間がある、しているわけです。もうそれが限度じゃないですか。だけど、それさえもまだ努力、最大限努力しても認められないと。あるいは物価がとんでもなく状況が、じゃ物価がどのぐらい上がったら、何％上がったらどうなんだというようなものをなしに、我々はそういうことで、じゃどの期間延びるかというものもわからぬまま、はい、そうですよと、協定結ばれちゃうんです。それは、一番のポイントが、きちっと押さえられないと、補償も何も進まないんです。もう延ばしませんよと、違う方法でストップしますと。地元の承認を得られなかった、あるいは物価上昇の、外部委託よりも大きくなったんで、それは外部委託のほうでやり、そんな話じゃないですか。それを、またどのくらいかかるかと、そういうものがかかるかといったらまた延びます。それは、どういうあれなのか。期間はわかりませんと。こういう話というのは何が進みます。

○市
　済みません、大変申しわけないんですけれども。

○みそら
　最後に市長が答えるんですか。

○市
　市長、副市長、この後予定がございまして、本日はこの辺で。

○みそら
　ちょっと市長が答えようとしているから。

○市
　市長が答えた後でこの辺で終了をさせていただければと思います。

○みそら
　答えの内容によるんですが。

○市
　山口さんが平成33年９月末日、これで期限が来たとき切るんだと。私が先ほどからお答えしているのは、33年９月末という、そういう最大限の努力をしたいという、努力規定にさせていただきたいと。このように言っています。まず、そこが基本的に違う。そして、じゃ、33年９月末からもし最大限の努力をしてもどのくらい期間が延びるんだということについては、その期間を延ばさないために我々最大限努力をするんであって、具体的な期間が延びるものについては、その日にちについては我々は想定していない。これは、先ほど石丸さんにお答えしたとおりです。そして、33年９月末日と言っているんだけども、このスケジュールが遅れを来す可能性がいろいろ予測できない状況によって、スケジュールに遅れを来す可能性があると、これは排除できないんだという姿勢にはいまだ変わりありません。これは、12月12日の文書でお答えしたとおりなんです。ですから、できれば、交渉会のときにちゃんと事前にできることならば、文書のやりとりの中で相互の考え方を具体的にしておいたほうが

交渉会もスムーズにどんどん先に進むんじゃないかと思うんです。ですから、私どもは事前にもう今回この３回目の交渉会に当たっての考え方を示させていただいたんで、ぜひ皆さん方も一応交渉会に当たっての我々の考えはこうなんだというのを四街道市からの質問に対しても答えていただければ、もっと交渉会はスムーズに行くんじゃないでしょうかということです。

○みそら

交渉のスタイルは、そういうことは望ましいかもしれないです。ただ、問題はやっぱり交渉会の開催の狙いのところに書いてある一致点を見出しましょうと、そういうふうに書いてあるわけです。それに対しての答えが従来と全く変わらないと。それに対する答えもまだ書いてあって何の意味があるの。市が考えを変えない限り、市長が言い出しているんですよ、外的要因だとか、それから補償の考え方、撤去、これは全部かき回しているのは市長です。その考え方を変えない限り、文書いくら出したってやりとりしたところで何の意味があるかということです。

時間がきましたから、もうこれ以上やったって仕方ないんで。これからの交渉はできるだけ、あるとしたらですよ。しっかりお互い譲歩していくと、こういう形で進めないことには全く意味がないと思います。

きょうは、そういう意味では、これは本当にもう市のほうが譲歩する気がないんだなというのがわかりました。

以上です。では、きょうは。

○傍聴者

済みません、終わりました。終わりましたら、一言言わせてもらいたいんですけど。

○市

はい。

○傍聴者

外的要因に関するお答えは、もう市長はこの前の交渉会と全く考えを変えておられません。何か努力も誠意も全然感じられないんですけど、私たちも四街道市民ですから、市民のための行政をよろしくお願いします。すみません。

○市

傍聴者の方の発言は交渉会では受けないんですが、今ご要望なんで、今のご意見受けとめさせていただきます。

○傍聴者

終わったことをわざわざ確認させていただきました。

○市

はい。

○市

では、ありがとうございました。

議事録確認者

みそら自治会会長　青柳　象平

四街道市長　佐渡　斉